

平成 19 年 2 月 23 日

各 位

会 社 名 フジコピアン株式会社  
本社所在地 大阪市西淀川区御幣島五丁目 4 番 14 号  
代表者名 代表取締役社長 赤城貫太郎  
(コード 7957 大証 2 部)  
問合せ先 取締役管理部担当 本出壮太郎  
電話番号 06-6471-7071

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 3 月 29 日開催予定の第 57 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業の展開に備えて、事業目的を追加するものであります（変更案第 2 条）。
- (2) 電子公告制度を導入し、当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、あわせて、やむをえない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるために変更するものであります（変更案第 5 条）。
- (3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号、以下「整備法」)ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことにともない、次のとおり変更するものであります。

整備法により、当社の機関として取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨、当社株式にかかる株券を発行する旨ならびに株主名簿管理人を置く旨の定めがあるものとみなされておりますので、それぞれその旨を明記するものであります（変更案第 4 条、第 7 条、第 10 条）。

単元未満株主が行使することが出来る権利の範囲を相当なものとするべく、単元未満株式の権利を限定するものであります（変更案第 12 条）。

株主総会参考書類その他株主総会招集通知に添付すべき書類に記載または表示すべき事項の一部または全部について、インターネットの利用により株主の皆様提供できるようにするものであります（変更案第 17 条）。

代理人による議決権の行使について、代理人の数を明確にするものであります（変更案第 18 条）。

取締役会について書面または電磁的方法による決議が可能になったことにともない、必要が生じた場合に機動的な取締役会決議が行えるようにするものであります（変更案第 28 条）。

(4) 以上のほか、会社法に対応した用語および引用条文の変更を行うとともに、定款を全般的に見直し、条数の変更、条文の整備および字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 3 月 29 日（予定）

定款変更の効力発生日 平成 19 年 3 月 29 日（予定）

以上

【別紙】

(下線は、変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 章 総則</p>	<p>第 1 章 総則</p>
<p>(商号)</p> <p>第 1 条 当社は、フジコピアン株式会社と称する。 英文では FUJICOPIAN CO., LTD. と表示する。</p>	<p>(商号)</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p>
<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. コンピュータ機器およびデータ通信機器ならびに事務用機器に使用する熱転写リボン、インクリボン、インクロール等の印字記録媒体の製造販売</p> <p>2. カーボン紙、ファインコピー等の複写用品の製造販売</p> <p>3. 情報処理機器、精密機器、工作用機器等に使用する転写用記録材料(リボン、インクロール等)の製造販売</p> <p>4. 電子機器用部品およびコンピュータの周辺機器の製造販売</p> <p>5. シール、ラベル、プラスチックフィルム・シート、マスキングテープ、粘着テープ等の加工販売</p> <p>6. 文房具の製造販売</p> <p>7. 新商品開発計画・企画・立案ならびに販売調査の受託</p> <p>8. 損害保険の代理店業および生命保険の募集に関する業務</p> <p>9. 前各号に附帯または関連する一切の事業</p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) <u>電気・電子機器用部品およびコンピュータの周辺機器の製造販売</u></p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) (現行どおり)</p> <p>(9) (現行どおり)</p>
<p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 当社の公告は、電子公告によりおこなう。ただし、<u>事故その他やむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載しておこなう。</u></p>
<p>第 2 章 株式</p>	<p>第 2 章 株式</p>
<p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行する株式の総数は、6,000 万株とする。</p> <p>ただし、株式を消却した場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、6,000 万株とする。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(1単元の株式の数および株券の種類) 第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 2. 当社の発行する株券の種類は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(単元未満株券の不発行) 第8条 当社は、1単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。</p> <p>(名義書換代理人) 第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2. 当社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、単元未満株式の買取および買増請求の取扱い、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれらを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第10条 当社の株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、単元未満株式の買取りおよび買増し、株券の再交付その他株式に関する手続および手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 2. 当社の発行する株券の種類は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第12条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受け る権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p>

現行定款	変更案
<p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第11条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式数となるべき数の株式を自己に売り渡すべき旨を当会社に請求することができる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>2. 前項のほか、必要がある場合は取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第13条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(削除)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</p>
<p>(招集者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集者および議長)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、議決権を有する他の株主を代理人として、株主総会における議決権を行使することができる。</p> <p>この場合には株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>

現行定款	変更案
<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもっておこなう。</p> <p>2. 商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもっておこなう。</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行い、当会社に保存する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議により、会社を代表すべき取締役を選任する。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議により、取締役名誉会長、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役を定めることができる。</p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議により、相談役および顧問を置くことができる。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第19条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもっておこなう。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。</p> <p>(議事録)</p> <p>第20条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役名誉会長、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。</p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集者および議長)  第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。  2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(取締役会の招集通知)  第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会規程)  第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査役および監査役会</b></p> <p>(員数)  第26条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)  第27条 監査役は、株主総会において選任する。  2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</p> <p>(任期)  第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。  2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(取締役会の招集者および議長)  第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)  第27条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)  第28条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、<u>当該事項につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。</u>  <u>ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。</u></p> <p>(取締役会規程)  第29条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 監査役および監査役会</b></p> <p>(員数)  第30条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)  第31条 (現行どおり)  2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</u></p> <p>(任期)  第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(常勤監査役および常任監査役)</p> <p>第29条 監査役は、<u>その互選により常勤監査役を選任する。</u></p> <p>2. 監査役は、<u>その互選により常任監査役を定めることができる。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第31条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(常勤監査役および常任監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>2. 監査役会は、<u>その決議によって常任監査役を定めることができる。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p>
<p>第6章 計算</p>	<p>第6章 計算</p>
<p>(営業年度)</p> <p>第32条 当社の営業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(株主配当金)</p> <p>第33条 株主配当金は、<u>毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に支払う。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第36条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの<u>1年とする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(中間配当)</p> <p>第34条 当社は、取締役会の決議により毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対し、<u>商法第293条の5の規定により、金銭の分配をすることができる。</u></p>	<p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議によって毎年6月30日を<u>基準日として中間配当をすることができる。</u></p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第35条 株主配当金および中間配当金の支払いを開始した日から満3ヶ年を経過しても受領されないときは、当社は<u>その支払いの義務を免れる。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 配当財産が金銭である場合は、<u>その支払開始の日から満3ヶ年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>